

## 中海護岸等整備促進協議会規約（案）

### （目 的）

第1条 関係行政機関の協調のもと相互の連絡調整を密に行い、中海の護岸等の整備の促進を図ることを目的とする。

### （名 称）

第2条 本会は、中海護岸等整備促進協議会と称する。（以下「協議会」という。）

### （構 成）

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員を持って構成する。

### （会 長）

第4条 協議会に会長を1名置く。

- 2 会長は協議会を総括するものとし、国道交通省出雲河川事務所長をもってこれに充てる。

### （会 議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会において必要があると認めるときは、委員以外のものに出席を求め、意見を聴取することができる。

### （部 会）

第6条 協議会に部会を置き、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 部会長は国土交通省出雲河川事務所（技）副所長を持って充てる。

### （事務局）

第7条 協議会及び部会の事務局は、国土交通省出雲河川事務所に置く。

### （公 開）

第8条 協議会及び部会は原則公開とする。

### （雑 則）

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項については、協議会で定める。

### （付則）

この規約は平成17年 月 日から施行する。

## 協議会

国土交通省出雲河川事務所長  
防衛庁航空自衛隊第3輸送航空隊装備部長  
鳥取県農林水産部長  
鳥取県県土整備部長  
島根県農林水産部長  
島根県土木部長  
境港管理組合港湾管理委員会事務局長  
米子市助役  
境港市助役  
松江市助役  
安来市助役  
東出雲町理事

## 鳥取県部会

国土交通省出雲河川事務所（技）副所長  
防衛庁航空自衛隊第3輸送航空隊装備部施設班長  
鳥取県農林水産部耕地課長  
鳥取県県土整備部河川課長  
鳥取県県土整備部空港港湾課長  
鳥取県西部総合事務所農林局長  
鳥取県西部総合事務所県土整備局長  
境港管理組合港湾管理委員会事務局（技）次長  
米子市建設部長  
米子市経済部長  
境港市建設部長  
境港市産業環境部長

## 島根県部会

国土交通省出雲河川事務所（技）副所長  
島根県農林水産部漁港漁場整備課長  
島根県土木部道路維持課長  
島根県土木部斐伊川神戸川対策課長  
島根県土木部河川課長  
島根県土木部港湾空港課長  
島根県松江水産事務所長  
島根県松江土木建築事務所長  
境港管理組合港湾管理委員会事務局（技）次長  
松江市市長室長  
松江市産業経済部長  
安来市総務企画部長  
安来市地域振興部長  
東出雲町産業建設課長